

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令  
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十二の二 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備（

第四十九条の二十五の二）」を 「第四節の二十二の二 六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用

する陸上移動業務の無線設備（第四十九条の二十五の二）」に改める。

の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の二）」

第四十九条の二十五の二の見出しを削り、第四章第四節の二十二の二中同条を第四十九条の二十五の二の二とし、同節を同章第四節の二十二の三とし、同章第四節の二十二の次に次の一節を加える。

第四節の二十二の二 六・五GHz又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の二十五の二 公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局であつて、六・五七GHzを超え六・八七GHz以下又は七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 空中線電力は、二ワット以下であること。
- 四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第五十八条の二の四を次のように改める。

(五・八GHz帯、六GHz帯、六・四GHz帯又は六・九GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の四 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下又は六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「五・八GHz帯、六・四GHz帯又は六・九GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、複信方式であること。

- 二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

- 三 空中線電力は、二ワット以下であること。

- 四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・九二五GHzを超え六・四二五GHz

以下の周波数の電波を使用するもの（以下「六GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。第五十八条の二の五及び別表第二号第69において同じ。）、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第五十八条の二の四の次に次の一条を加える。

（六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備）

第五十八条の二の四の二 六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（六・五GHzを超え六・八七GHz以下又は七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するもので

なければならぬ。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 空中線電力は、二ワット以下であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第五十八条の二の人を次のように改める。

#### 第五十八条の二の人 削除

別表第一号の表注31中(18)を(21)とし、(15)から(17)までを(18)から(20)までとし、同注31(14)中「(8)」を「(7)」に改め、同(14)を同注31(17)とし、同注31中(13)を(16)とし、(10)から(12)までを(13)から(15)までとし、同注31(9)中「毎冊して通信系を構成する」を「毎冊する」に、「(6)及び(8)のイ」を「(5)及び(7)のイ」に改め、同(9)を同注31(11)とし、同(11)の次に次のように加える。

(12) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局 20 (10<sup>-6</sup>)

別表第一号の表注31(8)の次に次のように加える。

(9) 5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局  
20 ( $10^{-6}$ )

(10) 6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局 20 ( $10^{-6}$ )  
別表第二号に次のように加える。

第67 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

- (1) チヤネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz
- (2) チヤネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (3) チヤネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz

(4) チャンネル間隔が20MHzのもの 19MHz

(5) チャンネル間隔が30MHzのもの 28.5MHz

## 2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$fc1 \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$fc1 : \text{クロック周波数 (MHz)}$$

第68 5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。

この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの場合 28.5MHz

## 2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が28.5MHz以下であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$f_{c1} : \text{クロック周波数 (MHz)}$$

第69 6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が周波数変調、四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz



- (3) チヤネル間隔が20MHzのもの 18.5MHz
- (4) チヤネル間隔が40MHzのもの 36.5MHz
- (5) チヤネル間隔が60MHzのもの 53.5MHz

## 2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$fc1 \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$fc1 : \text{クロック周波数 (MHz)}$$

第70 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有す

るものの場合

- (1) チヤネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz
- (2) チヤネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (3) チヤネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz
- (4) チヤネル間隔が20MHzのもの 19MHz
- (5) チヤネル間隔が30MHzのもの 28.5MHz
- (6) チヤネル間隔が40MHzのもの (電気通信業務用固定局の場合に限る。) 36.5MHz

## 2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$f_{c1} : \text{クロック周波数 (MHz)}$$

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十一号中「第四十九条の二十五の二第二項」を「第四十九条の二十五の二第二項」に改め、同項第四十二号中「第四十九条の二十五の二第二項」を「第四十九条の二十五の二第二項」に改め、同項第四十三号中「第四十九条の二十五の二第三項」を「第四十九条の二十五の二第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

六十九 設備規則第四十九条の二十五の二においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備

七十 設備規則第五十八条の二の四第二項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

七十一 設備規則第五十八条の二の四の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

○	注 21 ○	○	備設線無の号八十六第項一第条二第
---	-----------	---	------------------

○	注 21 ○	○	備設線無の号八十六第項一第条二第
○	○	○	備設線無の号九十六第項一第条二第
○	○	○	備設線無の号十七第項一第条二第
○	○	○	備設線無の号一十七第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

					注 22 ○			○	
--	--	--	--	--	-----------	--	--	---	--

を

					注 22 ○			○	
								○	
								○	
								○	

に改める。

				注 21 ○			注 21 ○	注 21 ○
--	--	--	--	-----------	--	--	-----------	-----------

				注 21 ○			注 21 ○	注 21 ○
			○					
			○					
			○					

様式第七号注4の表中

第2条第1項第68号に掲げる無線設備

「I」

を

--	--	--	--	--	--	--

」


」

「

第2条第1項第68号に掲げる無線設備	T I
第2条第1項第69号に掲げる無線設備	Y U
第2条第1項第70号に掲げる無線設備	Y S
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	Y T

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしている第一条の規定による改正前の設備規則第五十八条の二の四第一項に規定する無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。